子発※第※号

令和※年※月※日

※※※※（実施主体）　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働省子ども家庭局長

令和４年度ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業の実施について

　標記事業の実施については、別紙「令和４年度ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業実施要綱」により行うこととし、令和※年※月※日から適用することとしたので通知する。

別　紙

令和４年度ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業実施要綱

第１　事業の目的

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。

そのようなヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築することが必要である。

本事業は、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図ることを目的とする。

第２　事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第３　事業の内容

　　　実施団体は、以下の事業を実施すること。

また、事業実施後は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（以下「家庭福祉課」という。）に実施した事業の内容や効果等について報告すること。

（１）地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発

　　　Webサイト等を活用して、活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者

の体験談の共有等を行うことができるようにすること。Webサイト等の作成や更新等に当たっては、ヤングケアラー元当事者等の意見を聴取すること。

　　　また、交流会等実施後も、事業実施期間終了までの間、必要に応じて情報の更新を行い、ヤングケアラーにとって有益な情報が掲載されるように努めること。

（２）地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展

　　　支援者団体も参加の上、ヤングケアラー同士の交流会等を開催し、参加者の相互交流を促すこと。なお、新型コロナウイルス感染症に留意し、原則、オンライン形式で実施すること。ただし、オンラインで実現することができない内容を含める場合は、別途、厚生労働省と協議すること。

【交流会等開催にあたっての留意点】

1. 実行委員会の設置

交流会等の開催に当たっては、ヤングケアラー元当事者や当事者が参画する実行委員会を設置すること。実施団体は、実行委員会の開催に必要な事務を行うとともに、交流会の企画及び運営の内容を決定する際、実行委員会の意見を聴取すること。

1. 留意事項

特定の地域や特定の団体等に限定せず、全国のヤングケアラーの交流を促進し、支援者団体をはじめとした関係者、地方自治体職員等、様々な関係者が広く参加できるよう、以下の点に留意すること。

ア　ヤングケアラー、支援者団体、地方自治体職員等の関係者へ広く案内すること。

イ　交流会等の参加費は、無料とすること。

1. 実施状況報告について

交流会等の実施状況について、開催後速やかに厚生労働省に報告を行うこと。報告には、参加者数、閲覧者数、関係資料等を盛り込むこと。

（３）その他事業内容に即して必要と認められるもの

　　　（１）及び（２）のほか、ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化等、本事業の目的に沿った効果的な取組があれば、家庭福祉課に協議の上、実施すること。

第４　事業の実施方法

実施団体は、第３に規定する事業を実施するにあたり、家庭福祉課と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

　　　また、各事業を実施するにあたり、ヤングケアラーのプライバシーへの配慮を徹底すること。

第５　経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第６　会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第７　その他特記事項

１．委託の取扱い

（１）実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、事業の実施に係る企画及び立案並びに進捗管理に関する業務は委託してはならない。

（２）実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して、本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

２. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

（１）事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。

（２）個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。

（３）個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

（４）実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。

（５）上記を含め、個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

３. 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。